

高度専門職ポイント計算表(高度専門職第1号ハ・高度専門職第2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第3号の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準	チェック	点数	疎明資料	
学歴 (注1)	経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を保有	<input type="checkbox"/>	25	①	
	博士若しくは修士の学位又は専門職学位	<input type="checkbox"/>	20		
	大卒又はこれと同等以上の教育(博士, 修士を除く)	<input type="checkbox"/>	10		
	複数の分野における2以上の博士若しくは修士の学位又は専門職学位(注2)	<input type="checkbox"/>	5		
	(注1)最終学歴が対象となります(大学を卒業してから、経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)の授与を受けた場合、25点です。) (注2)学位の組み合わせを問わず、専攻が異なることが分かる資料(学位記又は学位証明書で確認できない場合は、成績証明書)を提出して下さい。				
職歴	事業の経営又は管理に係る実務経験			②	
	10年以上	<input type="checkbox"/>	25		
	7年以上10年未満	<input type="checkbox"/>	20		
	5年以上7年未満	<input type="checkbox"/>	15		
	3年以上5年未満	<input type="checkbox"/>	10		
年収 (注)	3,000万円以上	<input type="checkbox"/>	50	③	
	2,500 ~ 3,000 万円	<input type="checkbox"/>	40		
	2,000 ~ 2,500 万円	<input type="checkbox"/>	30		
	1,500 ~ 2,000 万円	<input type="checkbox"/>	20		
	1,000 ~ 1,500 万円	<input type="checkbox"/>	10		
	(注)年収が300万円に満たないときは、他の項目の合計が70点以上でも、高度専門職外国人としては認められません。				
地位	代表取締役、代表執行役又は代表権のある業務執行社員	<input type="checkbox"/>	10	⑯	
	取締役、執行役又は業務執行社員	<input type="checkbox"/>	5		
特別 加算	活動機関				
	I イノベーション促進支援措置を受けている	<input type="checkbox"/>	10	⑨	
	II Iに該当する企業であって、中小企業基本法に規定する中小企業者	<input type="checkbox"/>	10	⑩	
	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、試験研究費及び開発費の合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%超				
	試験研究費等 _____ 円 = _____ % 売上高 _____ 円		<input type="checkbox"/>	5	⑩ ⑪
	従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを保有				
日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了					
		<input type="checkbox"/>	10	⑬	

特別 加算 (続き)	日本語能力			
	I 日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本語能力試験N1合格相当	<input type="checkbox"/>	15	⑭
	II 日本語能力試験N2合格相当 ※⑬(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)及びIに該当する者を除く	<input type="checkbox"/>	10	
	各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事	<input type="checkbox"/>	10	⑮
	以下のいずれかの大学を卒業(注)			
	I 以下のランキング2つ以上において300位以内の大学 □ QS・ワールド・ユニバーシティ・ランキング _____位 (クアクアレリ・シモンズ社(英国)) □ THE・ワールド・ユニバーシティ・ランキング _____位 (タイムズ社(英国)) □ アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ _____位 (上海交通大学(中国))	<input type="checkbox"/>	10	⑯
	II 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型)において、補助金の交付を受けている大学	<input type="checkbox"/>		
	III 外務省が実施するイノベティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学	<input type="checkbox"/>		
	(注)⑬(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することが認められています。			
	外務省が実施するイノベティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修を修了したこと(注)	<input type="checkbox"/>	5	⑰

(注)・イノベティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修であって、研修期間が1年以上のものを修了した者が対象となります。なお、JICAの研修修了証明書を提出した場合、学歴及び職歴等を証明する資料は、原則として提出する必要はありませんが、②(職歴)のポイントを加算する場合には、別途疎明資料が必要です。
・本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修に参加した場合、⑬(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することは認められません。

本邦の公私の機関において行う貿易その他の事業に1億円以上を投資 5 ⑱

合計

※永住許可申請時のみ、該当部分にチェックして下さい。

- このポイント計算表は、 今回の申請時のポイントです。
 今回の申請から1年前のポイントです。
 今回の申請から3年前のポイントです。

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名/作成年月日

署名

作成年月日

年

月

日